



# お知らせ

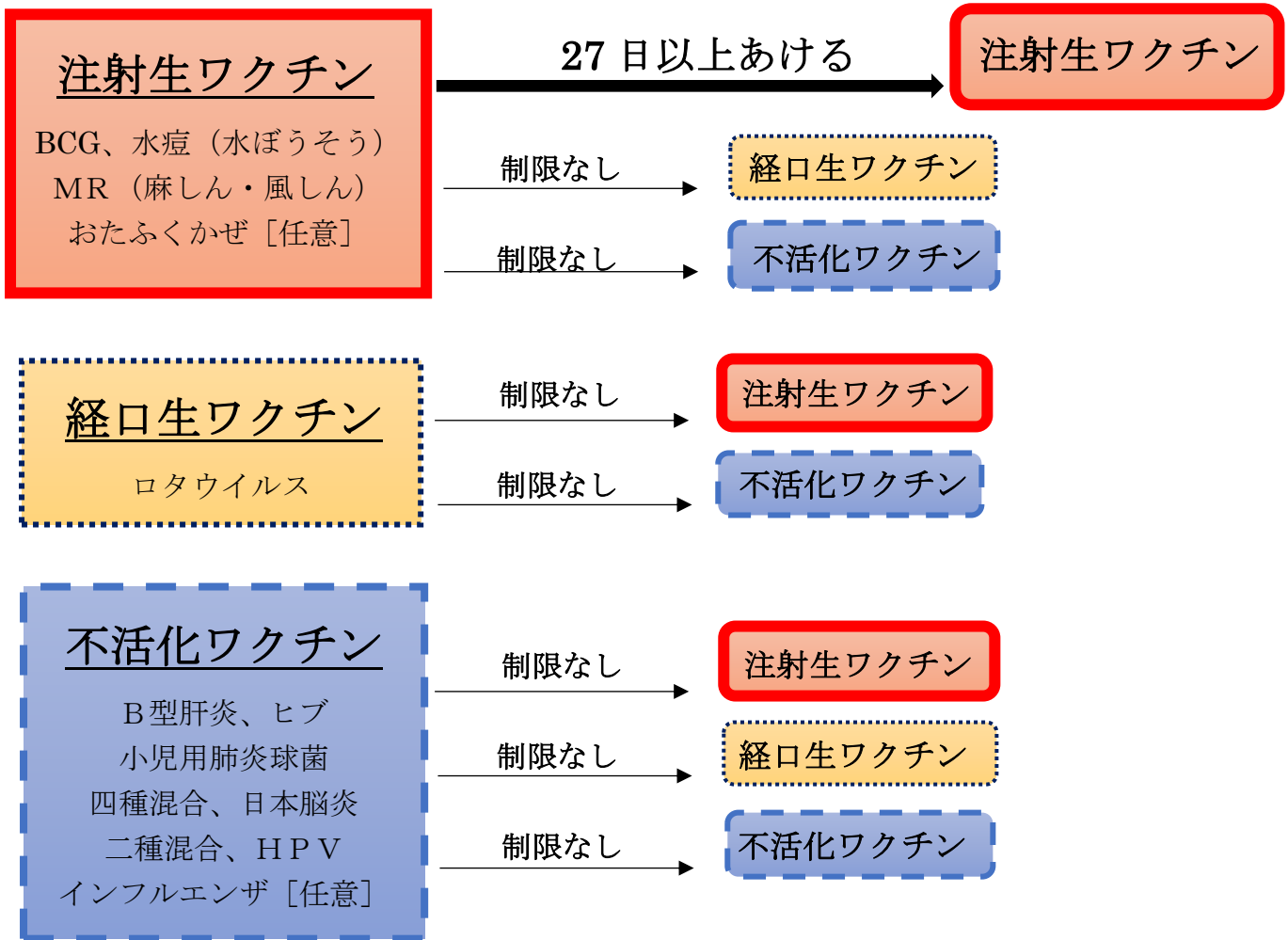


## 異なるワクチンの接種間隔が変更になります！

令和2年10月1日から“注射による生ワクチン接種後に、注射による生ワクチンを接種する場合”を除き、接種間隔の制限がなくなります。

注射による生ワクチンの接種後、他の種類の注射による生ワクチンを接種するときは、今まで通り接種した日の翌日から数えて27日間以上の間隔をあける必要があります。

接種ワクチン → 次に接種するワクチン



※ただし、同じ種類のワクチンを接種する場合は、ワクチンごとに決められた接種間隔を守ってください。また、医師が特に必要と認めた場合には、現行通り同時接種を行うことができます。

<問い合わせ先> 貝塚市役所健康子ども部健康推進課（市立保健センター）  
 住所：貝塚市畠中 1-18-8  
 TEL：072-433-7000 FAX：072-433-7005